

日本学生支援機構奨学金 継続手続きについて

重要!

2019年4月からの日本学生支援機構奨学金の継続手続き説明会を次のとおり実施します。対象者は次のいずれかの説明会に出席してください。

対象者:日本学生支援機構奨学金奨学生 (来年3月貸与終了者を除く)

【説明会】 学生証をご持参ください。手続き書類の受け渡しと説明を行います。

2限に授業がある方は授業を優先し、2限が終わり次第、ご来場ください。

- ①12月17日(月) 受付12:40～ 説明12:45～13:00 K11教室
- ②12月19日(水) 受付12:40～ 説明12:45～13:00 Ω12教室
- ③12月20日(木) 受付12:40～ 説明12:45～13:00 θ館
- ④12月21日(金) 受付12:40～ 説明12:40～13:00 θ館

書類受け取り後、スカラネットパーソナルより継続または辞退の入力が必要です。

スカラネット入力期間: 12月17日(月)～12月27日(木)

※入力を怠った場合は「廃止」⇒「返還手続き」がとられます。

説明会に出席できない方は12月25日(火)16:50までに、SFC学生生活担当窓口に来室し、書類を受け取ってください。外部機関の奨学金のため、期日厳守です。

* 鶴岡タウンキャンパス事務室で受け取り希望の方は、12月11日までに

sl@sfc.keio.ac.jpにご連絡ください。

※手続きを行うためには、スカラネット・パーソナルへの事前登録が必要です。未登録の方はIDとパスワードの取得を済ませておいてください。

※継続を希望しない場合も、スカラネット・パーソナルから「辞退」の手続きが必要です。

※入力にあたり、あなたと父母等家計支持者の 去年12月から今年11月まで(今年4月入学者は4月～11月まで)の収入とあなたの支出(学費・修学費・家賃・食費・通信費など)を把握しておいてください。

※奨学生としてふさわしくない行為(正当な理由なく書類の受け取りに来ない、必要な手続きを行わない等)は、奨学金の停止や廃止の処置が取られますので、ご注意ください。

SFC学生生活担当